

内閣総理大臣 菅 直人 様  
厚生労働大臣 細川 律夫 様

2011年3月25日  
全国保険医団体連合会  
会長 住江 憲勇

### 東日本大震災における被災者医療と医療提供体制確保に関する再度の要請

東日本大震災における被災者医療と医療提供体制確保に関するご尽力に、感謝申し上げます。

当会では、被災者医療と医療提供体制確保のため、「東北地方太平洋沖地震における被災者医療と医療提供体制確保に関する緊急要望書」（3月15日）、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における被災者の医療費一部負担金等の免除に関する要望書」（3月17日）を送付するとともに、本日3月25日には、「東日本大震災における診療報酬等の概算請求の取扱いについての要請書」、「東日本大震災におけるすべての被災民間医療機関への公的助成に関する緊急要望書」を提出したところですが、さらに下記の事項につきましても、被災者医療と医療提供体制確保にとって重要であり、下記の実現にご尽力をいただけますよう、お願いいたします。

#### 記

- 一. 被災地域の医療機関への医薬品、医療材料などの迅速な供給・確保を実施すること。
  - (1) 被災地域の医療機関に対する医薬品、医療材料、食材などの供給・確保を国の責任で実施すること。
  - (2) 被災地の医療機関等に不足しているガソリン、自家発電用の燃料等を十分に供給できるよう必要な手だてを講じること。
- 二. 被災地の療養型病院においても急性期医療ができるよう、投薬・注射、処置など包括範囲について、出来高払いを認めるなど必要な手だてを講じること。
- 三. 被災のため他の医療機関に転棟した入院患者が、当該入院医療機関では実施が困難な医療を他の外来医療機関で受ける場合に、他医療機関受診規制によって必要な医療を受けることが困難な状況が発生している。入院中の患者さんへの専門外の治療を確保するため、他医療機関受診の規制を凍結すること。
- 四. 被災者の入院については、90日超入院基本料減額（特定入院基本料）や180日超入院基本料の減額措置（保険外併用療養費）の対象から除外すること。
- 五. 被災医療機関等における診療報酬支払いを保障すること。
  - (1) 2011年3月分の診療報酬請求期限の延長及び、2011年5月支払い分（2011年3月請求分）の早期支払い措置など被災医療機関への支援を行うこと。
  - (2) 被災地の医療機関などが被災者救急医療や避難住民の健康を守るために行っている医療活動、診療活動に対して、出張診療への保険適用や災害救助法の適用拡大など最大限の経済保障を行うこと。

- 六. 被災地における在宅医療を確保するため、往診や訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護等を実施する車両については、駐車許可証（駐車禁止除外標章）がなくても、医師、歯科医師、看護師等であることが証明できる場合は駐車禁止区域でも駐車を許可すること。また、このことを警察など関係機関に周知すること。
- 七. 避難所において新たな病人を発生させないために、医療機関に準じての感染対策（うがい、手洗いの励行などの対策）を講ずること。そのために、うがい薬、手洗い用薬、マスクなどを常備すること。また避難所に必要な数の仮設トイレを設置し、毛布と燃料（灯油等）を届け、被災者に十分な量の栄養のある食事を提供すること。
- 八. 被災者のインフルエンザワクチン接種、肺炎球菌ワクチン接種を無料で実施すること。
- 九. 高齢者、病弱者などが適切な医療・療養が確保できるよう、被災地以外での場所の確保を含む、受け入れ体制について行政が責任を持って行うこと。また「心のケア」など長期的な見通しにたった継続的な医療支援を行うこと。

以上